

第6回徳島県いじめ問題調査委員会議事録

- 1 日 時 平成30年8月28日（火） 13:00～14:30
- 2 会 場 県庁11階 審問室
- 3 出席者 委員 県
- | | | |
|-----------------|-------|---------------------|
| 岡崎 啓子（敬称略、以下同じ） | 手塚 俊明 | 監察局長 |
| 上地 大三郎 | 藤本 真路 | 監察局次長 |
| 住谷 さつき | 安西 政和 | 人権教育課いじめ問題等
対策室長 |
| 中岡 泰子 | | |
| 山下 一夫 | 佐々木季裕 | 総務課長 |
- ほか

（会議次第）

- 1 開 会
- 2 議 事
 - （1）会長の選出
 - （2）会長代理の指名
 - （3）平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果及びいじめ防止・解決に向けた取組について
 - （4）他県の事例紹介
 - （5）その他
- 3 閉 会

（事務局）

それでは、ただ今から、第6回徳島県いじめ問題調査委員会を開会いたします。

はじめに、手塚監察局長より御挨拶を申し上げます。

～開会挨拶～

それでは、これより議事に入ります。

議事の進行につきましては、会長にお願いするところですが、本会議は、委員改選後、初めての開催でございますので、会長選出までの間、引き続き議事進行を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願いします。

それでは、議事（1）会長の選出をお願いしたいと思います。

「いじめ防止対策推進法施行条例」第19条第2項の規定により「会長は、委員の互選によって定める。」となっておりますが、いかがいたしましょうか。

（A 委員）

引き続き、山下委員にお願いしたいと思います。

（事務局）

ただいま、御推薦いただきましたので、山下委員に会長をお願いするということで、よろしいでしょうか。

（異議無しの発言あり）

(事務局)

それでは山下委員には、会長席の方へ御移動ください。

それでは早速ではございますが、会長から御挨拶のほどよろしくお願いいたします。

(会長挨拶)

会長に御推薦いただきました、鳴門教育大学の山下です。御指名により会長を務めさせていただきますと思います。

いじめの認知件数が増加すること自体、肯定的な見方も出来ます。しかし何より、いじめによる自殺をはじめ、厳しいいじめはいまだに起こっています。また現在、各地の調査委員会の在り方自体も問われています。引き続きのメンバーですが、重責であることは皆さん百も承知で、負担の大きい委員会です。事が起こらないように願っていますが、万一、事が起こったとき、この委員会が十分機能するように、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。続きまして「いじめ防止対策推進法施行条例」第19条第4項の規定により、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。」となっておりますので、山下会長より会長代理を御指名いただきまして、その後は引き続き本日の議事進行をよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、会長代理の指名についてですが、引き続き、上地委員にお願いしたいと思います。

(会長代理)

よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、議事(3)「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果及びいじめ防止・解決に向けた取組について」について、徳島県教育委員会人権教育課いじめ問題等対策室から説明をいただきます。

(事務局)

～資料1の説明～

(会長)

ありがとうございます。ただ今の説明に対して、御質問や御意見がございましたら、どうぞお願いします。

(B委員)

いじめの認知件数が増えていることは、確かに肯定的な側面があってそれはそれでいいと思いますが、徳島県については、小学校が、平成25年度は277件、平成26年度は206件だったところが、平成28年度には5、6倍に増えていて、ここまで増えると、

発見されたのはいいでしょうけれど、逆にこれまでがどうだったのかというのが気に掛かるところです。もう1つは、認知されたものがどう解決されていったのか、そのあたりの状況を教えていただきたいと思います。

（事務局）

まず、認知件数がどんどん増えていっているという現状についてでございますが、いじめ問題等対策室において、様々な研修会の時に、とにかくしっかりいじめを認知するところからスタートなんだということで、生徒指導主事の研修会や初任者研修会、ミドルリーダーの研修会など様々な機会に、しっかり認知して欲しいということを継続して呼びかけております。それから、小学校の認知件数が増えてきたという背景には、同じ子供が何度も複数回にわたって暴力行為をする、それを全て件数として挙げていくということ、それによってずいぶん増えてきている。全国的にもそうなのですが、一番いじめの件数が多いのが、小学校の低学年です。小学校1～3年生が上位3学年を占めているという状況です。そういったことから、特に小学校が増えているということが言えるのですが、いじめが解決しているかどうかという点につきましては約92%が解決若しくは一応の解決が出来ているが見守りは続けているという状況です。残り8%については、継続的に指導しているという状況になっています。

（B 委員）

暴力的なというと由々しき事態だなと思いますが、背景はと言いますと。

（事務局）

特に28年度に低学年が増えた理由は、暴力行為があったときに、単にけんかで済まらず、背景調査をするようにと文部科学省から通達がありました。そうしたことから、背景に、いじめに起因するような理由があるのではないかとということをしかり調査することということが出てきましたので、これまでは単なるけんかとして扱っていた事案についても、しかり背景調査をすることを各学校に指示しました。その結果、増えたということがあります。暴力行為自体が急速に増えたというより、その背景調査をしかりして、しかり挙げて欲しいということをお願いしたところ増えてきたということがあります。

（B 委員）

背景調査について、家庭環境とか、ご自身が発達障害であるとか、そこまで踏み込んだ話はどうでしょうか。

（事務局）

中には発達障害等が起因している場合もありますけれど、何らかのその子に対して気に入らない気持ちが日頃からあって、暴力という形で出たということがあった場合は、いじめということでカウントするようにしています。

（B 委員）

暴力行為の中には、けんか的なものがあった場合に、暴力はダメというだけでは表面的な対応ということになりますので、その辺は背景とか押さえたほうが良いと思われましたので意見を申し上げました。

(会長)

平成27年3月にいじめ防止対策基本方針が改定されて、その当該の子がいじめだとか辛いと言えはいじめにしましょうといじめの定義が変わりまして。ですから、これまでけんかで相互にやっているということについて、挙げない場合が多かったのが、挙げましょうということになって、すごく増えたと思います。

(C 委員)

どう解決されたかの中で、8%が継続して指導とされていましたが、継続というのはどういう形ですか。例えばスクールカウンセラーの先生がされているとか、具体的な事例がありましたら。

(事務局)

それに関しては、具体的に調査の項目がないんですが、スクールカウンセラーが入っている場合ももちろんございますし、担任であったり養護教諭等が、その子の様子を日々聞いたり、1週間に1回聞いたり、引き続きしっかり見守りながら時々面接をしています。面接をするのは、担任の場合もございますし、養護教諭、スクールカウンセラーの場合もございます。ただ、スクールカウンセラーの配置自体が、基本的に週1回中学校に配置し近隣の小学校にそのスクールカウンセラーを派遣をしているという形をとっております。基本的には担任であったり、学年主任であったり、養護教諭が基本的には見守っているという形であると思います。基本的にこの調査自体が年度末の調査になりますので、学年をまたいで次の学年にかけて継続的に見守って指導していくという形をとっています。

(会長)

ちなみに、その前の年度は、解決したという割合は何%ぐらいでしたか。

(事務局)

だいたい、90%前後で推移しています。

(B 委員)

予防教育について伺いたいのですが、これは藍住町だけで実施しているのですか。

(事務局)

これに関しては少しずつ増えています。平成29年度が15校となっておりますが、今年度は新規に3校出てきています。加えて数校、鳴門教育大学で指導法をお聞きして実践していく学校がありますので、5校以上は増えていくのではないかと考えているのですが。

(B 委員)

是非、推奨していただければ。

(事務局)

予防教育は、4時間、7時間、8時間という時間設定がございまして、4時間であればなんとかというところなのですが、7時間、8時間は、学校現場ではなかなか確保できないというところが多くなっている。

(B 委員)

いじめ防止だけでなく、人間性を育むという観点からも、引き続きお願いしたいと思いますが。

(事務局)

年間 5 校以上は増やしていきたいと考えています。

(会長)

ちなみに、当初は年間 3 5 時間でした。しかし、それは学校現場では無理だからなんとか短縮版を作ってくださいとお願いして、8 時間になって、それが今 4 時間になってきたというところです。

(A 委員)

実際のところを申し上げますと、藍住町では、昨年度まで、全小中学校で小学校 3 年から中学校 1 年まで予防教育を実施していましたが、今年度、小学校に道徳と英語が入ってきたことや、先生の負担が大きいということから、今年度の実施は、現時点で小学校 2 校のみとなっています。

こういう状況ですので、実施を勧めていきたいとは思っていますが、応援よろしく願いいたします。

(D 委員)

いじめの重大事態については、徳島県はゼロだったということですが、重大事態の積極的な認知をされているのか、どのように件数を数えているのか、そのあたりの仕組みを教えてくださいいただけます。

(事務局)

重大事態に関しても、自殺若しくは自殺未遂をする、ひどい暴力を受ける、多額の金品をとられたり執拗に金品をとられ続ける、こういったあたりが第 1 号重大事態に該当すると思います。第 2 号の相当の期間学校の欠席を余儀なくされるというのは、約 1 ヶ月というのが目安になっております。その場合、なかなかいじめと断定することが出来ない場合もあるのですが、いじめが原因で 1 ヶ月以上欠席せざるを得ない状況だった場合、重大事態として積極的に挙げてくださということをお願いしております。若しくは、それを重大事態と判断するかどうか迷うようなケースについても、教育委員会と相談して、重大事態とするかどうかについて一緒に検討することとしております。

(B 委員)

いじめにより、というところを厳格に考えてしまいますと、なかなか出てこないのではないかという気がします、疑いがあればということで、可能性があれば出していただければと思います。そのあたりが各県でばらつきがある統計という感じがします。

(会長)

認知件数が、平成 2 8 年度に急に増加したように見えるけれども、逆に言えば、他県から比べると低すぎる場所があったんですね。それが他県並になってきたと言える。いじめの重大事態が本県がゼロというのは、半分嬉しいのですが、半分は見落としがないのか

危惧されるというところで、今後も気をつけていただき、B 委員が言われるように、これはいじめかどうかということもよく検討していただいたらと思います。

(事務局)

いじめの認知件数自体は、徳島県は平均的なところだと思います。例えば、児童生徒の認知件数は、現在、一番多い県が、千人当たり 96 件。一方、一番少ない県が千人当たり 5 件となっており、その差は約 20 倍違います。以前は、都道府県により感覚に差がもっとあったのでさらに差があったのですが、だいぶ意識が似通ってきたと言いながらまだ差があります。徳島県の場合は、平成 28 年度調査で 28 件となっております。全国平均が 26 件となっておりますので、だいたい認知件数的には全国平均並みということになっております。ただ、重大事態については、都道府県により相当ばらつきがあると思います。徳島県のようなゼロがずっと続いている県もあれば、多い県もあります。

(C 委員)

認知するのは、誰が認知するのですか。

(事務局)

学校が認知をすることになります。基本的に、法の定めは、いじめを発見した場合に、学校のいじめ対策組織で検討した上で「これはいじめに該当する」という判断をするということになっております。その対策組織に、スクールカウンセラーであったり、学校評議委員であったり、PTA の役員等が入っていたりする場合もございますが、主体は学校が認知しているということです。

(C 委員)

学校の誰ですか。

(事務局)

その対策組織自体は、学校長、教頭、生徒指導、養護教諭、担任、学年主任、スクールカウンセラーも基本的には入っています。

(C 委員)

認知する組織とか人に、基準なり明確な判断基準がないという状態で数を比較してもあまり意味はないと思いますが。例えば、ものすごくそういうことに対して勉強していて、敏感で、些細な事例でも認知する組織の場合と、あまり鈍感で気がつかない組織の場合と。そこに均質性がない以上、出てきた数字を比較することにあまり意味はないので、逆に少ないところに重大事件が起きて、それでびっくりする可能性もあると思います。おそらく小学校の数が一気に増えたのは、認知する基準が変わったためで、数が増えたのではないと思うのです。重大事態に関しては、小学校が最も少ない訳ですよね。それは、そんなに重大にならないものもピックアップしているからこうなっているのであって、一番はどこかという、重大事態を起こさないことですよね。そうすると、ターゲットになるのは、中学校・高校で、数より質というか、どのようなものが認知されているか。しかしそうなりますと、先生には中高生は認知しにくいと思うんです。小学校は先生が見ていて叩いているとか意地悪を言っているとか見たら分かりますけど、高校生になると SNS なり何なり地下でやりますので、先生が認知できる訳がない。だからそこで親とか本人が学校に言

って不利益を被らない仕組みを作らないと。先生が把握できるのは小学校のレベルであって、どんどん子供が成熟していくと、どんどん学校が認知しにくくなると思います。

（事務局）

確かに学年が上がるほど、急激にいじめの認知件数が減っていています。高校が66件しかないというあたりを考えると、それは十分に認知が出来ていないのではないかという考えもあると思います。SNSのいじめに関しては、高校でも言葉によるいじめの次に多い状況になっていますが、それも氷山の一角ではないかと思っています。それに関しては、いじめ問題等対策室でも、これまで児童生徒・保護者に対して、リーフレットを渡してお願いをしておりましたが、今年も保護者を対象に啓発資料を作って、特に家庭でのルール作りとフィルタリング機能のお願いをするつもりですが、SNSを子供たちがしなくなるかといえば、それはすると思います。それでは、これに関してネットパトロールが出来るかと言えば、これも非常に難しく、例えばグループでラインをしているのを、その中でいじめがあったとしても、外からは全く見えない状況です。そういう見えにくいいじめを発見するためにどうしたらいいかについて考えているのは、子供たち自身に情報モラル教育をもっと徹底して行って、いじめを絶対許さないという教育をしていくことで、子供たち自身がいじめを発見したときに、保護者若しくは教員にそのことを伝えることが出来るようにするという以外、今のところ有効な手段がないのではないかなと考えています。子供たち自身がネットパトローラーになる、そういう子供たちを育成していくという情報モラル教育を推進していけるよう、教員対象の研修を進めているところです。

（C委員）

先生ではなくて、子供とか保護者が、これがいじめだと認識したときに、学校の先生を飛び越えて、対策室にレスキューを求めることはありますか。

（事務局）

あります。

（C委員）

それは周知されているのでしょうか。

（事務局）

本課から出しているあらゆるリーフレットであるとか啓発資料には、相談窓口というのを必ず入れております。

（C委員）

そこに相談すると、かなり踏み込んだ解決に対する何か動きをしてくださるのですか。

（事務局）

基本的には、事案にもよりますが、教育委員会から学校のほうへ連絡しまして、こういうことでいじめてくるという訴えがあったと知らせて、しっかり調べて教育委員会へ報告してもらいます。

（C委員）

そうすると学校に戻ってしまう訳ですよね。そうではなく、子供と親御さんにとって、何より怖いのは加害者による仕返しですから、一番知られたくないのは加害者で、学校はもしかしたら加害者を呼んで注意するかもしれないから学校にも知らせられない、学校にも加害者にも知らせないルートで、今の問題を誰かが解決してくれる仕組みがあるのかどうかを伺いました。

（事務局）

基本的にそういった訴えがあった場合、学校に返すやり方をしております。但し、それが重大事態に当たるようなもので、本人や保護者が学校での調査を望んでおらず、教育委員会が組織する第三者委員会での調査をお願いしたいというものに関しては、教育委員会が調査をするということが十分にあり得ます。どちらが主体になって調査するかは、教育委員会が決定します。但し、学校が全くノータッチで調査ができるかというと、難しいのが現状です。

（C 委員）

重大事態になるその前の段階で、学校に知られたくない、学校に知らせると、加害者にそれが伝わって自分がもっと大変なことになるかもしれないから、しかし誰かに助けて欲しい、その助けてくれる人がリーフレットにあるとしたら、それは何かしてくれる人がいるといいのかなと思ったんです。

（事務局）

その後の心のケアをしたりとか、いろんな方法が考えられるのですが、いじめた側に対する指導ということになると、学校を飛び越えて何らかの動きをすることは難しいです。

（C 委員）

そうですね、難しいですね。

（B 委員）

職場でもパワハラ相談の窓口があると思いますが、相談者のことが筒抜けになっていると安心して相談できないですよね。秘密は守られるとか、安全が確保されるとか。そのように、秘密は守られるんですよということがあれば安心して学校にも相談できますが、そこに不信感があるとなかなか相談しづらいですが。

（事務局）

基本的には、スクールカウンセラーには守秘義務があります。ただし、それが命に関わると、さすがに情報共有しないと。何とかして止めなければいけないという部分がございますので。ただ基本的には、スクールカウンセラーは、情報に関して守秘義務を守るという形で相談を受けています。また、総合教育センターが中心になってやっている24時間子供SOSダイヤルにも守秘義務がございますし、今年度につきましては、声に出して相談できない、対面で相談できないといった子供たちのために、この8月21日から10月19日までの60日間限定ですが、ラインを使って相談するという窓口を夕方6時から9時までの3時間だけですが開設しております。相談時間は、基本的には1時間程度にしてくださいと緩やかにお願いをしているのですが、どうしても続けたい場合は、場合によっては延長して相談しているケースもございます。これは、国の実証実験事業で、国の予算

でやっております。臨床心理士などの相談員が6名います。対象は、中高生と特別支援学校の中等部・高等部生を対象にしております。今年度、都道府県と政令指定都市のうち半分以上の34の自治体が行っております。

(会長)

最近の子は、電話でやりとりするよりも文字のほうがといますから。

(事務局)

引きこもっているような子は、声に出してというのはなかなか難しいということがございまして。他にメール相談もやっているのですが、何故かメールに関しては送ってきません。年間20件程度の相談しかありません。チャット形式でやり取りができるということで、SNSはやりやすいのではないかと思います。

(A委員)

その結果によって、国の方針としては、ずっと実施していくという方針でしょうか。

(事務局)

今回の2ヶ月の実施に約1千万円かかります。来年度もし2ヶ月実施するのであれば、同じ事業者委託したとしても、同じくらい費用がかかります。今年効果がどれくらいだったのかということを確認した上で、継続してやっていきたいという要望をすることになるかどうか検討してまいります。

(C委員)

1千万円の内訳はどのような内容ですか。

(事務局)

人件費が約半分です。臨床心理士や学校心理士等6名の方がおいでますが、混み合った場合に6名ぐらいいないと厳しいんです。それと、ラインを使うと言っても、単純に我々が使っているラインでは出来ず、パソコン上で過去の記録とか見ながら、その子の心理状況とか見ながら打っていったりします。相当複雑なシステムを事業者につけていただき、その管理費でありますとか、何件相談があってどういう相談があるのかタイムリーに見ることができますが、そういった事業者委託ということで、半分強が人件費で、後はシステムとか、管理費とかで約1千万円です。

(C委員)

それを事業者委託しないで、徳島県で作れないのですか。

(事務局)

難しいと思います。

(C委員)

例えば、大学の研究室とそれを共同ですとか。

(事務局)

ラインとは別に、それを作ってくれる人がいるとかですね。ただ、ラインが一番普及しているということでございますので。どこの自治体も1千万円。人数を減らして期間を少し長くしているところもありますし、徳島は6人ですが、大きいところは十数名で1ヶ月だけとかいうところもございます。

(C 委員)

ありがとうございました。詳しくお聞きしたかったので。

(会長)

勉強になりましたが、何か腑に落ちないところもございますね。

(C 委員)

大学にはそういうシステムを研究している学生や院生がたくさんいるので、既存のものを使えば節約できないかとか色々思いますね。オープンにアイデアを募集するとか。

(事務局)

ライン使っていないところも多くございます。例えば、ストップイットというソフトは、訴えを書き込むという形態で、学校に情報が入っていくものです。子供たちは学校に情報がいくということを承知で打つこととなりますので、抵抗感のある場合もあるかと。

(会長)

議論もつきませんが、次に、議事(5)その他の議題として、私のほうから資料の御紹介をさせていただきたいと思います。1つ目、平成29年度BPプロジェクト第1回徳島大会の冊子で、いじめ防止対策推進法が改正されてこういうところが改定になったという内容がございます。それから鳴教かわら版No.9は、日本PTA全校協議会といじめ問題を中心に話し合った対談録ですので参考にさせていただきたいと思います。

時間も押して参りましたので、(4)他県の事例紹介についての意見交換は省略させていただきます。

以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。ありがとうございました。